平成２５年（フ）第１３７号
滋賀県彦根市彦富町1380番地
債務者　赤田　　登
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森野　有香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第７号
横浜市神奈川区新子安１丁目16番28号　サザンハイツ203号
債務者　谷口　由未
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　真哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６号
宮城県石巻市宜山町５番15号、前住所埼玉県行田市長野１丁目11番24号
債務者　渡邊　　豊
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　彰二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第３号
群馬県太田市藪塚町439番地６
債務者　山藤マサ子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　祥充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２０８号
山形県東村山郡中山町大字長崎4162番地　メゾングリーン201号、前住所山形市長町１丁目16番99―12号
債務者　小川　剛司
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６号
函館市美原２丁目12番13号
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１８号
函館市富岡町３丁目１番１―202号
債務者　竹内　弘子（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１２０号
三重県伊勢市竹ケ鼻町98番地２
債務者　西川麻由美
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
山形市江南２丁目１番７―５号　マンション匠203号、前住所山形県長井市舟場15番43号
債務者　鈴木　みち
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１４７７号
埼玉県和光市新倉２丁目17番７号
債務者　米内山健二
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５４０号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目43番22号　ユーハウス101
債務者　木原綾希子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５６１号
埼玉県南埼玉郡宮代町字川端295番地　パステルコートフジⅠ202号
債務者　馬上　文彦
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３２３号
千葉県四街道市四街道２丁目24番25号　イイノコーポＡ棟105号
債務者　近藤　勝敏
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３２７号
千葉県白井市大山口２丁目４番13棟204号
債務者　阿部ミスエ
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２０１号
新潟県小千谷市大字桜町2370番地２　山賀知方
債務者　山賀　陽美
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２１２号
新潟県柏崎市西山町坂田310番地１　市営西山町住宅１号棟306
債務者　澤山　　充
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第４０７号
沖縄県那覇市字天久866番地　タカダ天久マンションＡ―107
債務者　野村　磨子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１５号
北海道紋別市落石町３丁目19番地の９
債務者　山岸　孝志
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
旭川地方裁判所紋別支部